



市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬将

〒381-1231
長野市松代町松代908
電話：026-278-3555 F A X：026-278-3540
e-mail：ima@ichiba-sr.com URL：www.ichiba-sr.com

コロナ禍で、事業者の健康診断の延期が認められています

◆対応の概要

- ・一般健康診断：令和2年6月末までの間、実施時期を延期することができます。
- ・特殊健康診断：実施することが義務づけられていますが、十分な感染防止対策を講じることが困難な場合などには、実施時期を6月末まで延期することができます。

◆一般健康診断

事業者は、労働安全衛生法第66条第1項の規定により、労働者の雇入れの直前または直後に健康診断を実施することや、1年以内ごとに1回定期に一般健康診断を行うことが義務づけられています。しかし、新型コロナウイルスの拡がりにより、健康診断等の実施会場においても、密閉・密集・密室といった「三密」空間での感染拡大が懸念されることから、一般健康診断の実施時期については、令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

◆特殊健康診断

また、事業者は、労働安全衛生法第66条第2項および第3項、じん肺法の規定に基づき、有害な業務に従事する労働者や有害な業務に従事した後配置転換した労働者に特別の項目についての健康診断を実施することや、一定の有害な業務に従事する労働者に歯科医師による健康診断を実施すること等が義務づけられています(特殊健康診断)。

特殊健康診断については、がんその他の重度の健康障害の早期発見等を目的として行うものであるため、基本的には十分な感染防止対策を講じたうえで法令に基づく頻度で実施するのが望ましいとされていますが、十分な感染防止対策を講じた健康診断実施機関での実施が困難である場合には、一般健康診断と同様、実施時期を令和2年6月末までの間、延期することとして差し支えないこととされました。

これらの取扱いは、現時点では新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた令和2年6月末までに限られた対応とされています。詳細は厚生労働省の「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」に掲載されていますが、随時更新されていますので、こまめにチェックする必要があります。【厚生労働省「新型コロナウイルスに関するQ&A(企業の方向け)」】

<https://mhlw.lisaplusk.jp/jump.cgi?p=2&n=107>

6月から職場におけるハラスメント防止対策が強化されます

◆パワーハラスメント

労働施策総合推進法の改正により、6月1日から、職場におけるパワーハラスメント防止のために、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となります。なお、中小事業主は、令和4年4月1日から義務化されます（それまでは努力義務です）。

(1) 事業主および労働者の責務

・事業主の責務……①職場におけるパワーハラスメントを行ってはならないこと等これに起因する問題に対する労働者の関心と理解を深めること、②その雇用する労働者が他の労働者に対する言動に必要な注意を払うよう研修を実施する等、必要な配慮を行うこと

・労働者の責務……①ハラスメント問題に関する関心と理解を深め、他の労働者に対する言動に注意を払うこと、②事業主の講ずる雇用管理上の措置に協力すること

(2) パワーハラスメントの防止のために事業主が講ずべき措置

① 職場におけるパワハラの内容・パワハラを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発すること

② 行為者について、厳正に対処する旨の方針・対処の内容を就業規則等の文書に規定し、労働者に周知・啓発すること

③ 相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知すること

④ 相談窓口担当者が、相談内容や状況に応じ、適切に対応できるようにすること

⑤ 事実関係を迅速かつ正確に確認すること

⑥ 速やかに被害者に対する配慮のための措置を適正に行うこと

⑦ 事実関係の確認後、行為者に対する措置を適正に行うこと

⑧ 再発防止に向けた措置を講ずること

⑨ 相談者・行為者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、その旨労働者に周知すること

⑩ 相談したこと等を理由として、解雇その他不利益取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発すること

(3) 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が職場におけるパワーハラスメントについての相談を行ったことや雇用管理上の措置に協力して事実を述べたことを理由とする解雇その他不利益な取扱いをすることが、法律上禁止されます。

◆セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント

これらについては、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法により、雇用管理上の措置を講じることが既に義務付けられていますが、6月1日から以下のとおり、事業所の規模を問わず防止対策が強化されます（①・②の内容はパワーハラスメントと同様です）。

① 事業主および労働者の責務

② 事業主に相談等をした労働者に対する不利益取扱いの禁止

③ 自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応

自社の労働者が他社の労働者にセクハラを行い、他社が実施する雇用管理上の措置事実確認等への協力を求められた場合、これに応じるよう努めることとされました。

テレワークの実施状況は？～厚生省・LINE 株式会社の調査より

◆新型コロナウイルスの影響で急速に広まったテレワーク

新型コロナウイルス感染リスク防止の観点から急速に広まったテレワーク。騒動の中で急遽対応に迫られた職場も多いことでしょう。業態やこれまでの対応状況によっては実施が難しいところもありますし、その実施内容は職場によって大きく異なると思いますが、全国的な実施率はどのようになっているのでしょうか。

◆テレワーク実施率は 27%

厚生労働省は、LINE 株式会社と協力して、LINE 株式会社の公式アカウントにおいて、サービス登録者に対して「新型コロナ対策のための全国調査」を3回にわたり実施し、その分析結果を発表しています(第1回:3月31日-4月1日、第2回:4月5日-6日、第3回:4月12日-13日実施)。

調査によると、オフィスワーク中心(事務・企画・開発など)の人におけるテレワークの実施率は、第3回調査時点で、全国平均で27%でした。緊急事態宣言前と比べて増加しているものの、政府目標の「オフィス出勤者の最低7割削減」には、この時点ではまだまだ届いていない状況です。

緊急事態宣言が最初に発令された7都府県だけで見ても、最も進んでいる東京都で52%、最も遅れている福岡県で20%と差があります。また、全国的には1割にも届いていない地域が多いようです。

◆テレワークはコロナ対策に限るものではない

本調査は4月中旬までの状況を示したものですので、その後、また状況は変わっていることが予想されます。実際に、これまでは「テレワークなんて無理だ・関係ない」と考えていた企業においても、この騒動の中で、どうにかテレワークを実施できないか、テレワーク下でも滞りなく業務を行えないかと試行錯誤しているところが多いのではないのでしょうか。

テレワークはコロナ対策だけに限るものではありません。育児・介護、様々な災害対応の面からも必要になってくるものです。テレワークの実施状況が今後の企業経営にも大きく影響してくることもなりかねませんので、これを機に自社でも真剣に検討していきたいところです。

【厚生労働省「第1-3回「新型コロナ対策のための全国調査」からわかったことをお知らせします。」】

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_11109.html



～今月のことば～

人間って、いくつになっても、いつもホメられていないとダメな生き物だとマジで思う。ホメられていると自信がつく。それで、「次はこうやって、もっと笑いをとろう」って、レベルアップを考えるものなんだ。……

しかし、なかには、ちょっとホメると勘違いして、妙な自信を持ったり、天狗になったり、威張り出す奴もいる。そんな奴は最終的に、だれからも認めてもらえないゴーマンな人間だろうから放っておけばいい。

それと、なぜか人のことを絶対にホメない奴っていうのもいるよね。これって中途半端なレベルの連中に多い。変な自信やプライドが邪魔して、歪んだ対抗意識を持っているからだろう。

人をホメることが出来るのは、自分自身にゆとりがある証拠だと思うよ。逆に、人をホメることで素直な気持ちになれたりする。人をホメられる素直な気持ちを持ち続けることが出来れば、いつの日にか、プーメランみたいに、自分への評価という形でいい結果が自分のところに返ってくる。

オレは、そう信じている。

『志村流』

志村 けん 著

～事務所よりひとこと～

7歳になる我が家の愛犬が突然動けなくなり、椎間板ヘルニアと診断されました。原因は運動のしすぎということでしたが、思い当たることは、その日の夜に庭先に現れた動物に吠える為に家中を走り回っていたことです。

獣医さんの話では、柴犬がヘルニアになるのは珍しいとのこと。

治療法には内科的治療と外科的治療があり、内科的治療は比較的軽度な場合に行うことが多く、ケージレスト(ケージなどに入れ安静にして運動制限をさせること)を行いステロイドなどの消炎剤の投与により治療することになりました。

薬の副作用で異常に水を飲む量が増したことでトイレの回数が増え、その度に外に連れ出しては戻るを繰り返し、家族全員で対応をしています。

新型コロナウイルス感染防止のため、外出自粛を余儀なくされた私達ですが、我が家の愛犬も外出自粛となりました。私達がコロナ対策で新生活様式に取り組む様に、愛犬はヘルニアの再発防止のため新生活(自由に家の中を動き回ることのない生活等)に取り組む様になりそうです。(滝沢)

